

平成30年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成31年2月28日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階 インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第10回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第44号 宮古島市公民館嘱託館長の委嘱について
- 日程第5 議案第45号 宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱の制定について
- 日程第6 議案第46号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 宮古島市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 宮古島市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 宮古島市教育委員会教育施設班設置要領の制定について
- 日程第12 議案第52号 宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領の廃止について
- 日程第13 議案第53号 宮古島市体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について

- 日程第15 議案第55号 宮古島市文化ホール運営委員会規則の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 宮古島市日本人英語教師（JTE）設置要綱の制定について
- 日程第18 議案第58号 宮古島市特別支援教育心理士設置要綱の一部改正について
- 日程第19 報告第4号 臨時代理処分の承認について（宮古島市総合博物館建設委員会条例の廃止について）
- 日程第20 そ の 他 小中学校卒業式告辞について
- 日程第21 そ の 他

議案第44号

宮古島市公民館嘱託館長の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市公民館嘱託館長の任期満了に伴い、宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱第2条の規定により委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館嘱託館長推薦名簿

城辺公民館

氏名 多良間 隆 (たらま たかし)
住所 宮古島市城辺
生年月日 昭和34年
最終学歴 国土建設学院
最終職歴 宮古島市役所

上野公民館

氏名 西里 正博 (にしぎと まさひろ)
住所 宮古島市上野
生年月日 昭和33年
最終学歴 早稲田法科学院
最終職歴 宮古島市役所

下地公民館

氏名 平良 哲則 (たいら てつのり)
住所 宮古島市下地
生年月日 昭和30年
最終学歴 琉球大学短期大学
最終職歴 宮古島市下地公民館

伊良部公民館

氏名 島袋 昌栄 (しまぶくろ しょうえい)
住所 宮古島市伊良部
生年月日 昭和30年
最終学歴 宮古農林高校
最終職歴 宮古島市伊良部公民館

任期 平成31年4月1日～平成33年3月31日

議案第 4 5 号

宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱の
制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日 提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員の適正な配置を検討するに
は、要綱を制定する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市立幼稚園において、障がい等の理由により特別な支援が必要な幼児（以下「対象幼児」という。）が自立した園生活ができるよう支援するための特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）の適正な配置を検討するため、宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 園長からの派遣申請をもとに、障がいの程度による支援員派遣の判定に関すること。
- (2) 支援員派遣の際の環境整備に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、児童家庭課長、学校教育課指導主事、児童家庭課幼稚園係長及び特別支援教育に係る担当職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に児童家庭課長、副委員長に学校教育課指導主事をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 検討委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、児童家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検討委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第46号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園で実施している預かり保育事業について、実施場所の変更に伴い要綱を改正する必要があるので、本案を提出します。

別 紙

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

対象園	実施園
平一幼稚園	平一幼稚園
北幼稚園	北幼稚園
南幼稚園	南幼稚園
東幼稚園	東幼稚園
久松幼稚園	久松幼稚園
鏡原幼稚園	鏡原幼稚園
西辺幼稚園、狩俣幼稚園、池間幼稚園	西辺幼稚園
砂川幼稚園、西城幼稚園、城辺幼稚園、福嶺幼稚園	砂川幼稚園
佐良浜幼稚園	佐良浜幼稚園

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 47 号

宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 31 年度からの組織改編により、規則を改正する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

部	課	係
教育部	教育総務課	総務係 学校規模適正化対策係
	学校教育課	学務係 指導係 小中学校開校準備室
生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係
		文化振興係 文化財係

第11条に次の1号を加える。

(7) 宮古島市未来創造センター

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

教育総務課

総務係

- (1) 教育委員会会議に関する事。
- (2) 秘書業務に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 教育予算の総括に関する事。
- (5) 県教育委員連合会及び県教育長会に関する事。
- (6) 表彰及び儀式に関する事。
- (7) 規則規程の制定及び改廃に関する事。
- (8) 地方教育行政調査に関する事。

- (9) 奨学資金に関すること。
- (10) 宮古島市の教育編さん発行に関すること。
- (11) その他、他課に属さないこと。
- (12) 市費負担職員の給与に関すること。
- (13) 市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害
その他人事に関すること。
- (14) 公印の管理及び文書の収受に関すること。
- (15) 請願及び陳情の統括に関すること。
- (16) 教育行政に関する相談に関すること。
- (17) 課の庶務及び課の予算執行に関すること。

学校規模適正化対策係

- (1) 学校規模適正化に関すること
- (2) 学校規模適正化検討委員会に関すること
- (3) 学校規模適正化に係る通学区域及び通園区域に関すること
- (4) 宮古島市学校区審議会に関すること
- (5) 学校規模適正化に係る学校施設の建設計画に関すること
- (6) その他教育長が必要と認める事項

学校教育課

学務係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域及び通園区域に関すること。
- (3) 学校基本調査に関すること。
- (4) 幼稚園就園に関すること。
- (5) 県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、
公務災害その他人事に関すること。
- (6) 県費負担教職員の給与の内申に関すること。
- (7) 要保護・準要保護に関すること。
- (8) 特殊教育奨励補助に関すること。
- (9) 保育料の調定、徴収及び減免に関すること。

- (10) 幼稚園就園奨励費補助に関する事。
- (11) 学校教育設備費等補助事業（理科教育等設備整備）に関する事。
- (12) 教材及び図書備品に関する事。
- (13) 教育用パソコンに関する事。
- (14) 学校配当予算及び支出伝票に関する事。
- (15) 教職員の組織する職員団体に関する事。
- (16) 課の庶務及び文書の収受に関する事。
- (17) その他学務に関する事。

指導係

- (1) 学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関する事。
- (2) 教育課程及び教育内容についての指導助言に関する事。
- (3) 教科用図書に関する事。
- (4) 学校行事の承認及び指導に関する事。
- (5) 学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (6) 学校保健の計画及び実施に関する事。
- (7) 幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- (8) 学校の環境衛生に関する事。
- (9) 教育実習に関する事。
- (10) 県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関する事。
- (11) 校長連絡会、教頭連絡会に関する事。
- (12) 特殊教育及び就学指導に関する事。
- (13) 生徒指導及び進路指導に関する事。
- (14) 学校教育に係る調査研究に関する事。
- (15) 学校教育団体の育成指導に関する事。
- (16) その他教育指導に関する事。

小中学校開校準備室

- (1) 新設校の教育課程の編成に関する事。
- (2) 新設校の組織体制に関する事。
- (3) 新設校の教材備品及び管理備品の整備に関する事。

- (4) 地域及び保護者への新設校の教育内容の周知に関する事。
- (5) その他教育長が必要と認める事。

生涯学習振興課

社会教育係

- (1) 社会教育の振興に関する事。
- (2) 社会教育委員に関する事。
- (3) 社会教育指導員に関する事。
- (4) 社会教育に関する条例、規則、規程等に関する事。
- (5) 社会教育施設の設置、管理運営及び廃止に関する事。
- (6) 社会教育施設の運営の指導助言に関する事。
- (7) 社会教育団体の指導育成に関する事。
- (8) 青少年の教育及び健全育成に関する事。
- (9) 成人式に関する事。
- (10) 課の庶務及び文書の収受に関する事。
- (11) 青少年問題協議会に関する事。
- (12) その他社会教育及び青少年に関する事。
- (13) 生涯学習の振興に関する事。
- (14) 生涯学習基本計画、基本構想に関する事。
- (15) 生涯学習フェスティバルに関する事。
- (16) 生涯学習人材バンク及び情報提供に関する事。
- (17) ボランティア活動に関する事。
- (18) 人権教育に関する事。
- (19) 視聴覚教育に関する事。
- (20) その他生涯学習に関する事。
- (21) スポーツの振興に関する事。
- (22) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に関する事。
- (23) 生涯スポーツに関する事。
- (24) 体育施設に建設計画、設置及び廃止に関する事。
- (25) 体育施設の維持管理に関する事。

- (26) 保健体育の企画、調査、研究及び情報交換に関する事。
- (27) スポーツ教室、大会、講習会の開設及び運営に関する事。
- (28) 市民の体力づくりに関する事。
- (29) 各種スポーツ団体に関する事。
- (30) 学校体育施設開放に関する事。
- (31) その他保健体育に関する事。

文化振興係

- (1) 文化活動の総合企画に関する事。
- (2) 芸能、演劇、音楽、講演会、展示会等、芸術文化の振興に関する事。
- (3) 文化団体、サークル育成に関する事。
- (4) 学術機関、団体との協力に関する事。
- (5) 課の庶務及び文書の収受に関する事。
- (6) その他文化活動に関する事。
- (7) 文化ホールの事業計画及び実施に関する事。
- (8) 文化ホールの施設の維持管理、運営に関する事。
- (9) 文化ホール運営委員会に関する事。
- (10) 文化ホールの庶務及び統計に関する事。
- (11) その他文化ホールに関する事。

文化財係

- (1) 文化財の調査、研究、指定、廃止及び保護に関する事。
- (2) 文化財保護審議会に関する事。
- (3) 宮古上布保持団体に関する事。
- (4) 文化財の維持管理に関する事。
- (5) ユネスコ活動に関する事。
- (6) 市史編さんに関する事。
- (7) 市史編さん委員に関する事。
- (8) 宮古馬の保存に関する事。
- (9) その他文化財に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 48 号

宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 31 年度からの組織改編により、規程を改正する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会事務決裁規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「参事」の次に「及び次長」を加え、同条第12号中「第12条」を「第11条」に改め、「、宮古島市文化ホール（以下「文化ホール」という。）」を削り、同条第13号及び第14号中「、文化ホール」を削る。

別表第1の4の表中「様式第36号」を「様式第24号」に改め、同表備考中、「(2) 当分の間、支出の命令は、専決区分が課長のものにあつては、総務課長に合議しなければならない。」を削り、「(3)」を「(2)」に、「宮古島市財務規則（平成17年宮古島市規則第47号）」を「宮古島市会計規則（平成22年宮古島市規則第2号）及び宮古島市予算規則（平成22年宮古島市規則第3号）」に改める。

別表第1の5の表備考を削る。

別表第2の1の表中「申し入れ」を「申入れ」に、「

11	事務改善計画に関すること。		○	
12	学校建設に関すること。	建設計画		
13	学校施設維持管理備品に関すること。			○
14	教育施設に係る管理委託契約等の指名・入札に関すること。	歳出予算の専決区分に応じる		
15	学校施設台帳の整理保管に関すること。			○
16	学校施設の維持管理に関すること。			○

」を「

11	事務改善計画に関すること。		○	
----	---------------	--	---	--

12 学校規模適正化に関すること	特に重要な 事項	重要な事 項	軽易な事 項
------------------	-------------	-----------	-----------

」に改める。

別表第2の3の表中「

8 成人式に関すること。	基本計画	計画	実施
--------------	------	----	----

」を「

8 成人式に関すること。	基本計画	計画	実施
9 体育施設に関すること。	施設計画		管理運営
10 社会体育事業に関すること。	基本方針	計画	実施
11 学校体育施設開放事業に関すること。	基本方針	計画	実施
12 社会体育に関する企画、調査、研究及び情報交換に関すること。	特に重要な 事項	重要な事 項	軽易な事 項
13 社会体育団体に関すること。			○
14 社会体育施設の運営の指導助言に関すること。			○

」に、「9」を「15」に、「10」を「16」に、「11」を「17」に、「12」を「18」に、「13」を「19」に、「14」を「20」に改め、同表に次のように加える。

21 市民劇場の管理運営に関すること。	年間計画及び特に重要な事項	重要な事 項	計画及び 実施
22 自主運営事業の開催に関すること。	年間計画及び特に重要な事項	重要な事 項	計画及び 実施

別表第2中「市民スポーツ課に関する決裁事項」を削り、別表第2の4の表を削る。

別表第 2 中「文化ホールに関する決裁事項」を削り、別表第 2 の 9 の表を削る。

別表第 2 に、次の表を加える。

未来創造センターに関する決裁事項

決裁事項	結合区分		
	教育長	部長	センター長
21 未来創造センターの管理運営に関すること。	年間計画及び特に重要な事項	重要な事項	計画及び実施
22 自主運営事業の開催に関すること。	年間計画及び特に重要な事項	重要な事項	計画及び実施

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第49号

宮古島市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成31年度からの組織改編により、規程を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会文書取扱規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市民スポーツ課の項、宮古島市文化ホール及び宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班の項を削り、同表に「

宮古島市教育委員会教育施設班	宮教施
----------------	-----

」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 50 号

宮古島市教育委員会公印規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 31 年度からの組織改編及び規程整備により、規則を改正する必要がある
るので、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会公印規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者」を「番号、名称、書体、規格、用途及び公印保管者」に改める。

第3条、第4条第1項及び第6条第1項中「公印管守者」を「公印保管者」に改める。

第7条中「公印管守者」を「公印保管者」に、「届出なければならない。」を「届け出なければならない。」に改める。

第8条の見出し中「命免」を「任免」に改め、同条第1項中「公印管守者」を「公印保管者」に、「命免」を「任免」に改め、同条第2項中「公印管守者」を「公印保管者」に改める。

第9条中「公印管守者」を「公印保管者」に改める。

第10条の見出し中「管守」を「保管」に改め、同条第1項中「管守者」を「保管者」に改める。

第11条中「管守者」を「保管者」に改める。

第12条中「公印管守者」を「公印保管者又は主任」に改める。

別表第1番号の項中「管守者」を「公印保管者」に改め、同表7の項中「、市民スポーツ課長」を削り、同表19の項を削り、同表中「

20	宮古島市立小(中) 学校印	れい書	方3.6	小(中)学校名をも ってする文書	校長
21	宮古島市立小(中) 学校長印	れい書	方2.1	小(中)学校長名を もってする文書	校長
22	宮古島市立小(中) 学校長代理者印	れい書	方2.1	小(中)学校長代理 者名をもってする文 書	校長
23	宮古島市立幼稚園 長印	れい書	方2.1	幼稚園長名をもつて する文書	園長
24	宮古島市立教育研 究所長印	れい書	方2.1	宮古島市立教育研究 所長名をもってする 文書	教育研究所長
25	宮古島市教育委員 会教育長印	れい書	方3.0	賞状等	教育総務課長

」を「

19	宮古島市立小(中) 学校印	れい書	方3.6	小(中)学校名をも ってする文書	校長
20	宮古島市立小(中) 学校長印	れい書	方2.1	小(中)学校長名を もってする文書	校長
21	宮古島市立小(中) 学校長代理者印	れい書	方2.1	小(中)学校長代理 者名をもってする文 書	校長
22	宮古島市立幼稚園 長印	れい書	方2.1	幼稚園長名をもつて する文書	園長
23	宮古島市立教育研 究所長印	れい書	方2.1	宮古島市立教育研究 所長名をもってする 文書	教育研究所長
24	宮古島市教育委員	れい書	方3.0	賞状等	教育総務課長

	会教育長印				
--	-------	--	--	--	--

」に改め、同表に次のように加える。

25	宮古島市未来創造 センター長印	れい書	方2.1	未来創造センター長 名をもってする文書	未来創造セン ター長
----	--------------------	-----	------	------------------------	---------------

別表第2中「19」を削り、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に改め、「25未来創造センター長印」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

宮古島市教育委員会教育施設班設置要領の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 3 1 年度からの組織改編により、新しく班を設置するには要領を制定する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会教育施設班設置要領

(目的)

第1条 宮古島市教育委員会が管理する教育施設の良質な環境整備に関し、迅速な対応を図るために、宮古島市教育委員会プロジェクト・チームの設置及び運営に関する規程（平成24年宮古島市教育委員会訓令第23号）第3条の規定によりこの訓令を定めるものとする。

(名称)

第2条 教育部に教育施設班を設置する。

(所掌事務)

第3条 教育施設班の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 教育財産の総括に関すること。
- (2) 学校施設の建設計画、設置に関すること。
- (3) 学校施設の用途変更、廃止及び処分に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設の維持管理に関すること。
- (6) 学校施設の警備に関すること。
- (7) 学校施設に関する調査及び統計に関すること。
- (8) 学校管理物品の整備に関すること。
- (9) 学校施設台帳の整理保存に関すること。
- (10) 環境衛生作業員に関すること。
- (11) 所管区域の教員住宅の管理に関すること。
- (12) 教育委員会が管理する建築物の設計精査（委託・工事）に関すること。
- (13) 教育委員会が管理する建築物の施工監理に関すること。
- (14) 教育委員会が管理する建築物における基本構想及び基本計画の技術協力に関すること。

(経費)

第4条 教育施設班に要する経費は、予算に定められた金額とする。

(報告)

第5条 教育施設班は、事務処理に関し計画を立て、その進捗状況について随時
教育部長に報告するものとする。

(設置期間)

第6条 教育施設班の設置期間は、教育長が必要と認める期間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領の廃止について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日 提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 3 1 年度からの組織改編により、班を係にするには要領を廃止する必要があるため、本案を提出します。

(別紙)

宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領を廃止する訓令

宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領（平成24年宮古島市教育委員会訓令第24号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 3 号

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 3 1 年度からの組織改編により、規則を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第3条」に改める。

第2条第4項中「市民スポーツ課長」を「生涯学習振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第54号

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成31年2月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成31年度からの組織改編、また使用料の減免に関し規則を改正する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「7割減額」を「5割減額」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第1号、第2号及び第9号にあたっては」を「同項第1号及び第9号に当たっては」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号

宮古島市文化ホール運営委員会規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 3 1 年度からの組織改編により、規則を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市文化ホール運営委員会規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール運営委員会規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条中「文化ホール」を「生涯学習振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 56 号

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 31 年度からの組織改編により、規則を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第3条」に改める。

第2条第3項中「館長」を「生涯学習振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 57 号

宮古島市日本人英語教師（JTE）設置要綱の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立小学校及び中学校の英語教育の充実を図り、本市における児童生徒の英語力向上に資する取組の円滑な実施に向けて日本人英語教師の配置が必要であるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市日本人英語教師（JTE）設置要綱

（目的）

第1条 宮古島市立小学校及び中学校の英語教育の充実を図り、本市における児童生徒の英語力向上に資する取組の円滑な実施に向けて日本人英語教師（以下「JTE」という。）を配置する。

（任命）

第2条 JTEの次のいずれかの要件を満たす者のうちから、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 中学校、高等学校の英語の教員免許状を有する者
- (2) 英検2級などCEFRがB1相当以上の英語力を有する者
- (3) 海外大学、又は青年海外協力隊、若しくは在外教育施設等で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- (4) 日本国籍ではなくてもALT（外国語指導助手）の経験があり、JTE同等の指導力があると認められた者

（職務及び服務）

第3条 JTEは、配置先の学校長の監督のもと、関係職員及び担任等と連携を図りながら、次の職務を行う。

- (1) 学級担任及び英語科担当教員及び外国語指導助手（ALT）と授業を行う。
- (2) 教材・教具の作成、教材研究、英語教育の研究に関する事項など、英語教育推進の取組を行う。
- (3) JTEとしての資質・能力向上を図る研修会へ参加する。
- (4) その他、学校長が必要と認める勤務について従事する。

2 JTEの服務は、学校職員に準ずる。

（身分及び任用期間）

第4条 JTEの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく、臨時的に任用する職員とする。

2 JTEの任用期間については、宮古島市臨時職員に関する規則（平成17年

宮古島市規則第25号)を適用する。

(勤務日数及び勤務時間)

第5条 JTEの勤務日は、原則として教育課程に位置づけられた日とし、年間220日とする。

2 JTEの1日の勤務時間は7時間45分の週5日とし、1週間あたり38時間45分以内とする。

(賃金)

第6条 JTEの賃金及び通勤費用は、宮古島市臨時職員に関する規則に定めるところによる。

(業務の報告)

第7条 学校長は、年度末にJTEの学習指導計画案(週案)を教育委員会に提出するものとする。

2 JTEは、授業の実施状況や教材研究等について学習指導計画案(週案)に記録し、学期毎に配属先の管理職に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 58 号

宮古島市特別支援教育心理士設置要綱の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 31 年 2 月 28 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 29 年 9 月に公認心理師法が施行され、これにより平成 31 年 4 月より国家資格として「公認心理師」の資格が交付されます。これに伴い、臨床心理士会が公認心理師協会に名称を変更することになりました。この機会に市の特別支援教育の支援体制の充実を図る目的で、特別支援教育心理士設置要綱を改正するため、本案を提案します。

別紙

宮古島市特別支援教育心理士設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市特別支援教育心理士設置要綱（平成29年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 公認心理師資格を有する者
- (2) 臨床心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士等の心理及び特別支援教育に関する専門的な知識を有する者
- (3) 心理及び特別支援教育の両面に関し、専門的な知識・技術を有する者、又は特別支援教育の分野において活動経験の実績がある者

第4条第4号を削る。

第8条第1項中「臨床心理士会」を「沖縄県公認心理師協会」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

報告第4号

臨時代理処分の承認について（宮古島市総合博物館建設委員会条例の廃止について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成31年2月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

【制定理由】

振興開発プロジェクト局に宮古島市総合博物館建設に伴う業務を事務移管するため、廃止とする。

宮古島市総合博物館建設委員会条例を廃止する条例

宮古島市総合博物館建設委員会条例（平成29年宮古島市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。